特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税関係事務				
	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。				
	個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。 個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。				
②事務の概要	なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。				
	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。				
	①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税義務者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3 等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④高島市税条例第2章第1節に規定された業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。 ⑤公金受取口座情報を活用した還付。 ⑥住民税申告(電子)				
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、地方税電子申告システム(eLTAX)、中間サーバー、申告支援システム(税務LAN)、マイナポータル申請管理、宛名システム				

2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、住民税申告ファイル、住登外者宛名番号管理 関係ファイル

3. 個人番号の利用 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)・第9条(利用範囲) <別表(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,7,11,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,120,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における	担 <mark>当部署</mark> 担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
連絡先	総務部 税務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8116
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	13年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年3月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	ルワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	①・シ②・③・よ・ ■①・・・②・・・取③・て④特民ス特的権要不事 上デ定業行移行業スをス定られ相 上が一般を対して、というでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	国人情報の入手においる 本の大手にからいた。の人情報の入手にからいた。の人情報では、 本の表情では、 本の表情では、 の人情では、 の人には、 のというでは、 のというでは、 のというでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ででは、 ででは、 ででいる。 では、 では、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるで、 でいるでいなでいるで、 でいるでいなでいなでいるで、 でいるでいなで、 でいるでいなで	けるする。限いに成及がイン媒なよりない。というない、対象には、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワーク特定の権限者以外の操作を防止している。策 多以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 はワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能に る場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 なりに対する措置としては、以下を講じている。 なりに対する措置としては、以下を講じている。 なりと発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 はうシステム的に制御している。 しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み	

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■高島市における措置 ①物理的安全管理措置 「心物理的安全管理措置 「心物理的安全管理措置 「心物理的安全管理措置 「心がある。 「心がないたいます。 「おいます。 「ないます。 「ないまする。 「ないます。 「ないまする。 「ないまする。 「ないま

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関	税務課長 岩松 充司	税務課長 井上 昌司	事後	32147777-1710-1810
	における担当部署②所属長				
平成29年4月1日	評価実施機関名 I 関連情報 1. 特定個人情報	高島市役所	高島市長	事後	
平成29年4月1日		個人住民税システム・収納管理システム	個人住民税システム、収納管理システム、地方 税電子申告システム(eLTAX)、中間サーバー	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号	1. 番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務でであって主務省令(※)で定めるもの※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うるための番号の利用等に関する法律の施行に伴う場所を指導の整備等に関する法律で成25年方間係法律の整備等に関する法律で成25年方間を表達の整備等に関する法律の形式に関係法律の整備等に関する法律で成25年方間を表述の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「個人住民税関係情報」 が含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、15、16、3、2、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117の項)	(情報提供) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別条第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項・「市政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務第二の主務数1、2条、2条、2条、2条、2条、2条、2条、2条、2条、2条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、26条、37条、38条、39条、44条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、26条、37条、38条、39条、44条、25条、26条の3、28条、31条、34条、35条、35条、54条、55条、55条、55条、55条、55条、55条、55条、55条、5	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関	税務課長 井上 昌司	税務課長 前川 一善	事後	
平成31年3月8日	における担当部署②所属長 I 関連情報 5. 評価実施機関	税務課長 前川 一善	課長	事後	
	ICおける担当部署②所属長 IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀 県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市 新旭町北畑565番地 0740-25-8000	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成30年4月1日	令和3年4月1日	事後	
	2 取扱者数 I-4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行さ
令和5年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、地方 税電子申告システム(eLTAX)、中間サーバー	個人住民税システム、収納管理システム、地方 税電子申告システム(eLTAX)、中間サー バー、申告支援システム(税務LAN)	事前	<u>れる番号法の改正に向けた変</u>
令和6年4月1日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番 地 0740-25-8000	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番 地 0740-25-8538	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))にお基づき、その年の1月1日に居住するところいた、	個人住民税は地方稅法(第三章第一節(市町) 村民税)および第二章第一節(南原県民税) は、で、の本の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収をとたうかす) 税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す) その税額は、市町村が課報告書等の報額は、市町村が課報告書等の報額は、市町村が課報告書等の報題は、市町村が課報告書等の報題は、市町村が課報としたのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す) とで、日本のできる市町村民税のは、日本のできる市町村民税のは、日本のできる市町村民税のは、10人道府県民税と称す) といるできる市町村民税のは、10人道府県民税のの職課報が決定されるの、日本のは、税制改正によっての者に対して一律に課税とあれる均等的の課課額が決定される。これらは、税制改正によっての場合で、日本のを、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号および別表第二の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の誤課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報限会) ・番号法第19条第8号および別表第二の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課戦収に関する事務」となっているもの(27の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に 基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課機収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す税資料から決定するものである。 個人住民税には市町村が確定申告書・給務資料から決定するものである。 個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税と称す)と2000年のである。個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税と称す)が存在する。個人市町村民税と称す)が存在する。個人市町村民税と称す)が存在する。の人道府県民税と称す)が存在する。の人道府県民税と称す)が存在する。の人間大部で展税と称す)が存在する。の人間大部で展刊といる。とれる均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。なお、個人道府県民税については、地方民税等第41条により「当該市町村の個人市町村民税とあれていることから、個人市町村民税とあれていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②触行時報の企業者が開始、第41条の、8種等のでは、2000年のでは、2000年のである。・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第317条の3。3地市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定のは、2000年の第4年の第4年の第4年の第4年の第4年の第4年の第4年の第4年の第4年の第4	町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税(以後、個人道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道所県民税については、地方税法第41条により当該市町村の個人市町村民税の賦課領収と合わせて無課徴収をを行う1ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税義務者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の3等)③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シス テムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、地方 税電子申告システム(eLTAX)、中間サー パー、申告支援システム(税務LAN)	個人住民税システム、収納管理システム、地方 税電子申告システム(eLTAX)、中間サー パー、申告支援システム(税務LAN)、マイナ ポータル申請管理	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報 ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、 課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、 課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、住 民税申告ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項地方税法その他の地方税に関する法律及びにれらの法律に基づ(条例による地方稅の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務でであって主務省令(※)で定めるもの※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条2.行政手続における特定の個人を識別するたの番号の利用等に関する法律の表にによける特定の個人を識別するたり、一般手続における特定の個人を識別するたり関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方稅法、租稅通則法、所得稅法の一部が改正され、稅務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)・第9条(利用範囲) く別表(第九条関係)における利用範囲の根拠 > 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34条、34条、34条、34条、34条の3、43条の3、43条の4、44条、44条の	< 利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が5まれる項(12、3、4、5、7、11、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、120、125、129、130、132、137、138、140、141、142、151、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8.人手を介在 させる作業	NGE THE PROPERTY OF THE PROPER	十分である ■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手におけるリスク対策・住民基本台帳ネットワークシステムから課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止している。 ②特定個人情報の使用におけるリスク対策・目的外の紐付け防止:個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 ③権限のない者による不正使用防止・ニ要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11.最も優先 度が高いと考えられる対策		4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 十分である 高島市特定個人情報等の安全管理の措置に関する取扱規程に基づき、業務を実施している。委託する際には、特定個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を作成するとともに、定期的な報告書の提出を求め、委託業務実施場所へ赴き、監査を実施している。	事後	
令和7年9月12日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、地方 税電子申告システム(eLTAX)、中間サー バー、申告支援システム(税務LAN)、マイナ ポータル申請管理	個人住民税システム、収納管理システム、地方 税電子申告システム(eLTAX)、中間サー パー、申告支援システム(税務LAN)、マイナ ポータル申請管理、宛名システム	事前	
令和7年9月12日	2. 特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、 課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、住 民税申告ファイル	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、 課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、住 民税申告ファイル、住登外者宛名番号管理関 係ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手におけるリスク対策・住民基本台帳ネットワークシステムから課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止している。 ②特定個人情報の使用におけるリスク対策・目的外の紐付け防止・個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 ③権限のない者による不正使用防止・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。。	■在ホーチャリーのリントに対する打画としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手におけるリスク対策 ・住民基本台帳ネットワークシステムから課税 対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの認証、監査・証跡機能 により、特定の権限者以外の操作を防止している。 ②特定個人情報の使用におけるリスク対策 ・目的外の紐付け防止・個人番号利用業務以 外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 ③権限のない者による不正使用防止・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の 可機能により不正な利用を防止している。・人事裏勤等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに 対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生放及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。・・作業者は範囲を超えた操作が行えないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行行業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号・化し、追記できない状態としている。・作業終了後は、不正使用がないことを確認してトーで施棄し、施棄口味、施室口味、加強方法を記述して	事前	
令和7年9月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和7年9月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	高島市特定個人情報等の安全管理の措置に関する取扱規程に基づき、業務を実施している。委託する際には、特定個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を作成するとともに、定期的な報告書の提出を求め、委託業務実施場所へ赴き、監査を実施している。	■高島市における措置 ①物理的交全管連制置 ①物理的交全管連制置 列物理的交全管連制置 列が認及の上業機を大したる施能、日中は職員による監視、勤務時間がは返廃し上業機を大力、通常管理 ・ 神治・神治・神心・神心・神心・神心・神心・神心・神心・神心・神心・神心・神心・神心・神心・	事前	